婚姻届け出時の本人確認を実施

なりすまし対策として10月1日（水）から

近年、全国的に自分が知らない間に他人が本人になりまして、婚姻・養子縁組等の届け出をされてしまうといった虚偽の戸籍届け出事件が発生し、社会問題化しています。従来から戸籍の適正な管理に努めていますが、市民の皆さんの大切な戸籍を守るため、10月1日（水）から戸籍の届け出をする方に、身分証明書などの提示をしていただくことになりました。

なお、身分証明書などをお持ちでない代理の方でも届け出はできますが、本人確認ができないため、届け出があったことを本人へ通知させていただきます。市民の皆さんのご理解と協力をお願いします。

《この制度の目的》

この制度は虚偽の届け出をしようとする人を思いとどまらせる抑止効果が狙いです。万一虚偽の届け出が行われても、ご本人などに届け出の事実が郵送されますので、不正が分かると同時にすぐ対応手段がとれます。

《本人の確認方法》

届け出の際、来庁した方について、運転免許証・パスポートなど本人を確認できる書面の提示をお願いします。

本人確認に使用できる書面は、本人の顔写真・氏名が記載されている官公署が発行した免許証・許可証・資格証明書などで、有効期間内のものに限ります。

《対象とする届け出》

◆婚姻届◆協議離婚届◆養子縁組届◆協議養子離縁届

詳しくは市民課戸籍係☎70・7722へ。

就学援助費の申請はお済みですか

市では、経済的な理由などによって、市立小・中学校でかかる費用が非常に大きな負担となっている家庭に対して、教育費の一部を援助しています。まだ手続きをしていない方や新たに市外から転入された方は、至急手続きをしてください。

この制度を受けられる家庭は次のいずれかに該当する方です。

（1）生活保護の停止または廃止を受けた方

（2）市・都民税が非課税の方、固定資産税、国民年金などの掛金等が減免の方

（3）児童扶養手当の支給を受けている方

（4）生活保護基準に準ずる世帯（準要保護）で平成14年分の世帯全員の総収入が認定基準以下の世帯の方

詳しくは学務課学事係☎70・7779へ。

学校再編成に向けて

教育委員会では、現在そして将来の子供たちに「市内のどこに住んでいても、できる限り等しく充実した教育条件や環境の中で学ぶ」権利を保障できるよう、学校の再編成を進めています。

西部地域では

16年4月からの再編成実施に向けた取り組みが進んでいます。再編成計画では、西部地域の小学校は現在の6校（第七小学校、第九小学校、第十小学校、滝山小学校、南町小学校、下里小学校）を4校に再編成する計画となっています。

このうち、児童の減少が著しい滝山小学校と周辺の第七小学校・第九小学校との再編成については、滝山小学校を16年3月31日をもって廃止して第七小学校および第九小学校へ統合し、心身障害学級（しらゆり学級、あすなろ学級）は第七小学校へ移転します。

この再編成に向け、保護者や地域の皆さんの意見や考えを生かしながら進めるため、「西部地域（滝山小学校、第七小学校、第九小学校）統合準備会」を設け、再編成後の学校名や交流事業、記念事業、統合後の対策などについて話し合いを行っています。

先日、交流事業の第1回目として、7月18日に第九小学校を会場に「夏祭り」を行いました。今後も2学期、3学期に事業を予定しています。

また、滝山小学校では「これを機会に同窓会を作ろう」ということになり、その準備が進められていますが、開校から30年近くたつため、卒業生との連絡が思うようにとれません。滝山小学校の卒業生をご存知の方はぜひお声掛けをお願いします。なお、同窓会については滝山小学校（☎74・4833）へお問い合わせください。

さらに3校では、校長・教頭・主幹による連絡会を設け、教育課程に関する調整や検討を行い、交流給食やお話の会、平和集会などを通じて3校の児童の交流を深めています。今後も運動会、展覧会や音楽交歓会などでの交流を計画しています。閉校式や新しい通学路についても検討や調整を行っています。

また、第七小学校と第九小学校では、再編成実施へ向けた大規模な施設整備工事を始めています。

このように、西部地域では16年4月の再編成実施を間近にし、統合準備会や三校連絡会などでの話し合いや検討・調整を行いながら、よりよい統合が実現できるよう準備が進んでいます。

東部地域では

「学校適正配置等に関する懇談会」を設け、話し合いを始めました。再編成計画では、東部地域の小学校は現在の4校（第二小学校、第四小学校、第六小学校、神宝小学校）を3校に再編成する計画となっています。

現在、東部地域の小学校4校の学級数は、6学級、11学級、12学級、20学級で、適正規模と考えている12～18学級の範囲内の学校は1校だけです。

このような東部地域の状況や課題を踏まえ、どのように課題解決を図り、適正規模化を進めていくべきかを話し合うため、7月11日に第1回懇談会を開催しました。委員は、東部地域の4校に第三小学校を加えた地域の保護者や教職員など19名です。

会議は傍聴ができますので、開催日時等を確認の上、ご来場ください。

詳しくは教育委員会学校適正化等担当☎70・7785へ。

ごみの収集にご協力を

15日(祝)・23日(祝)ごみの収集作業を行います

詳しくはごみ対策課☎73・2117へ。

9月15日（祝）

▼**燃やせるごみ**…本町二丁目、小山、幸町、前沢、南町、滝山、下里、柳窪、野火止、八幡町、弥生

▼**燃やせないごみ**…学園町、ひばりが丘団地、中央町、南沢

▼**びん、缶、トレイ、ペットボトル**…前沢、南町、滝山

▼**粗大ごみ**…申し込んで指定された方

9月23日（祝）

▼**燃やせるごみ**…上の原、神宝町、金山町、氷川台、大門町、東本町、新川町、浅間町、学園町、ひばりが丘団地、本町一・三・四丁目、中央町、南沢

▼**燃やせないごみ**…前沢、南町、滝山

▼**びん、缶、トレイ、ペットボトル**…下里、柳窪、八幡町、弥生

▼**粗大ごみ**…申し込んで指定された方

家庭用パソコンのリサイクルが始まります

10月1日から資源有効利用法に基づく、家庭系パソコンのリサイクルが実施されます。

これは、一般家庭から排出されたパソコンの有用な部品や材料をリサイクルすることにより廃棄物を減量して、資源の有効利用を推進するための法律です。

この法律に基づき、パソコンのリサイクルが開始されると、パソコンメーカーが回収・運搬・リサイクルを行い、消費者がそのための費用を負担するというリサイクルシステムが確立し、実施されます。

このため市では、パソコンを粗大ごみとしての収集受け付けを、9月30日受け付け分で終了し、また、中間処理施設の「柳泉園組合」でもパソコンの処理が行われなくなります。

10月1日以降に家庭用パソコンを処分する場合は、各パソコンメーカーに直接回収処分を申し込んでいただくことになります。

詳しくは9月15日発行のごみ情報紙「あくた・Ｌｅｓｓ」（広報と一緒に配付します）をご覧いただき、リサイクルにご協力をお願いします。

幼稚園等就園奨励費補助金の手続きはお早めに

市では、公立・私立幼稚園または幼稚園類似施設に通園している市内在住の園児の保護者の方に対し、世帯の所得に応じて保育料を減免または補助する幼稚園等就園奨励費補助事業を行っています。まだ手続きをしていない方や、新たに市外から転入された方は、至急手続きをしてください。

対象区分と減免補助（園児一人あたり）の予定額は、下表の通りです。

手続き方法や内容等、詳しくは子育て支援課子育て支援係☎70・7736へ。

幼稚園等就園奨励事業　補助・減免額一覧

対象区分（15年度市民税課税額）	私立幼稚園　補助額　（公立幼稚園　減免額）			幼稚園類似施設補助額
	同一世帯から通園の1人目の園児	同一世帯から通園の2人目の園児	同一世帯から通園の3人目以降の園児	
生活保護世帯または市民税非課税世帯	137,700円（20,000円）	180,000円（37,000円）	222,000円（53,000円）	45,100円
市民税所得割が非課税の世帯	104,900円（20,000円）	157,000円（37,000円）	209,000円（53,000円）	34,300円
市民税所得割課税額が8,800円以下の世帯	80,400円（――）	141,000円（――）	200,000円（――）	26,300円
市民税所得割課税額が8,801円以上102,100円以下の世帯	56,500円（――）	124,000円（――）	190,000円（――）	18,500円

お気軽に無料相談

【専門】

※予約は広報課☎70・7777（代）へ。

☆法律相談　9月17日・24日の午前10時から、市役所2階相談室。担当＝弁護士。いずれも11日の午前8時半から（チャイムが鳴ってから）、先着順に電話予約を受け付け。

☆登記相談　10月1日の午後1時から、市役所2階相談室。土地等の所有権移転など。担当＝司法書士。9月25日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

☆表示登記相談　10月1日の午後1時から、市役所2階相談室。建物の新・増・改築の登記など。担当＝土地家屋調査士。9月25日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

☆税務相談　9月10日の午後1時から、市役所2階相談室。担当＝税理士。9月4日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

☆人権身の上相談　9月17日の午後1時から、市役所2階相談室。担当＝人権擁護委員。9月12日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

☆不動産相談　9月17日の午後1時から、市役所2階相談室。担当＝宅地建物取引主任者。9月12日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

☆交通事故相談　9月24日の午後1時から、市役所2階相談室。担当＝弁護士、都交通事故相談員。9月18日の午前8時半から先着順に電話予約を受け付け。

東京都でも、交通事故相談を行っています。詳しくは☎03・5320・7733へお問い合わせを。

【障害者】

☆知的障害者相談　9月10日の午前10時～正午、市役所1階相談室。担当＝知的障害者相談員。直接会場へ。

☆身体障害者相談　9月12日の午前10時～正午、市役所1階相談室。担当＝身体障害者相談員。直接会場へ。

【仕事】

☆高齢者の仕事の相談　9月3日の午後1時～3時半、コミュニティホール東本町。60歳以上の方が対象（高齢者就業相談所は55歳以上）。担当＝市シルバー人材センター役員、武蔵野高年齢者就業相談所職員。直接会場へ。

☆経営相談　9月4日の午後1時～4時、市役所2階相談室。担当＝市商工会経営指導員。申し込みは産業振興課労政商工係へ。

【住まい】

☆住宅増改築相談　9月11日の午前10時～午後4時、市役所2階相談室。住宅の修理・改築工事一式、見積もりなど。担当＝市住宅増改築等斡旋（あっせん）事業登録団体協議会。直接会場へ。

☆耐震相談会　10月8日の午後2時～5時、市役所1階屋内ひろば。担当＝東久留米建築設計協会。申し込みは前日までに同協会事務局・桑原建築設計事務所☎76・1515へ。

◆東久留米市の行政相談委員…新藤智子氏（浅間町三丁目、☎22・2286）▽栄田征子氏（本町二丁目、☎71・2416）▽當麻好雄氏（東本町、☎73・7430）